## 作 業 基 準

# 平成18年10月1日 鶴崎海陸運輸株式会社

### 目 次

第1章	目的	 1
第2章	作業体制	 2
第3章	危険物等の取扱い	 2
第4章	乗下船作業等	 3
第5章	旅客の遵守事項の周知	 4

#### 第1章 目的

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき鶴崎別府連絡航路の作業に 関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保する ことを目的とする。

### 第2章 作業体制

#### (作業体制)

第2条 運航管理補助者は、陸上において乗船待機中の旅客の 整理乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び 綱放し等の作業を実施する。

#### 第3章 危険物等の扱い

#### (危険物等の取扱い)

- 第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物 船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより 行うものとする。
  - 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害する恐れの ある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に 従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送 を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち 込むことは拒絶しなければならない。
  - 3 船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が 前2項の物品に該当する恐れがあると認める時は、 運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の 立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 船長及び船内作業員は、前3項の措置を講じた時は 直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

#### 第4章 乗下船作業

#### (乗船作業)

- 第4条 旅客乗船は、原則として離岸5分前とする。
  - 2 離岸5分前になったときは、船内作業員は舷門を解放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図をする。
  - 3 運航管理補助者は、旅客を乗降口に誘導する。
  - 4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料、幼児を含む) を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、それぞれ運航管理 補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

#### (離岸作業)

第5条 運航管理補助者は、離岸5分前になったときは見送り人等が離岸作業 により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に 係留索を放す。

#### (船内巡視)

- 第6条 船内巡視は、別途定める要領により実施する。
  - 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内 巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
  - 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある 場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視記録簿に記録する。

#### (着岸作業)

第7条 運航管理補助者は、着岸時刻5分前になったときは、着岸準備を行い 着岸に際しては迅速、確実に綱取り作業を実施する。

#### (係留中の保安)

- 第8条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に 支障のないよう係留方法、歩板の保安に留意する。
- 第9条 船長は船体が完全に着岸したことを確認した時は、その旨船内作業員 に合図する。
  - 2 船内作業員は、タラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導 して下船させ、下船完了後舷門を閉鎖し、船長に報告する。

#### 第5章 乗下船作業

#### (乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

- 第10条 運航管理者又は運行管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して 次の事項を掲示等により周知しなければならない。
  - (1)旅客は乗下船時及び船内においては、係員の指示に従うこと。
  - (2)船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は 迷惑をかける行為をしないこと。
  - (3)その他旅客の安全に関しては、旅客に周知すべき事項

#### (乗船旅客に対する遵守事項の周知)

- 第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければ ならない。
  - (1)旅客の禁止事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
  - (4)病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。
  - (5)下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

#### (旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

- 第12条 (1)暴露甲板に乗船している旅客には救命胴衣を着用させるよう 努めること。
  - (2)12歳未満の児童には、船室内にいる場合除き、常時、救命 胴衣を着用させること。
  - (3)気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。